

令和4年12月20日

対馬海区漁業調整委員会事務局  
(対馬振興局水産課内)  
直通電話 0920-52-1947  
担当者名 大崎、永井

対馬海区漁業調整委員会指示の発出について(お知らせ)

このことについて、下記のとおり指示しましたのでお知らせします。

## 記

令和4年対馬海区漁業調整委員会指示第4号

あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等の漁場での釣りに係る遊漁案内行為について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和4年12月20日

対馬海区漁業調整委員会  
会長 部原 政夫

### 1 あみ等のまき餌釣りに係る遊漁案内行為の禁止等

対馬海区における共同漁業権の区域において、あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等の漁場での釣りに係る遊漁案内行為(以下「まき餌釣遊漁案内行為」という。)を令和5年3月1日から令和8年2月28日まで禁止する。ただし、対馬海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が漁業調整上の支障がないとして承認した船舶(以下「承認船舶」という。)を使用して行う場合は、この限りでない。

### 2 承認申請者

前項ただし書に規定する承認(以下「承認」という。)申請は、まき餌釣遊漁案内行為のために使用される船舶を使用する遊漁船業者が行うものとし、船舶ごとに別記1に定めるまき餌釣遊漁案内行為承認事務取扱要領に基づき、委員会の承認を受けなければならない。

### 3 承認の対象となる船舶

- (1) 第1号に規定する海域におけるまき餌釣遊漁案内行為に関し、対馬海区に共同漁業権を有する全漁業協同組合と対馬地区漁場利用協定(以下「漁場利用協定」という。)を締結した団体の構成員が使用する船舶
- (2) 前項の漁場利用協定と同等の内容のまき餌釣遊漁案内行為の規制を遵守する旨、委員会に対し誓約した者の使用する船舶

### 4 承認証の交付

委員会は、承認をしたときは、別記2に定めるまき餌釣遊漁案内行為承認証(以下「承認証」という。)を承認申請者に交付する。

### 5 承認証の備付義務

承認を受けた者は、承認船舶を使用して対馬海区における共同漁業権の区域において、まき餌釣遊漁案内行為を行うときは、承認証を承認船舶に備え付けておかなければならない。

### 6 遵守事項

承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 船釣りの場合、船舶に持ち込むあみ等のまき餌の総量は、一日あたり30キログラムを超えて持ち込ませてはならない。
- (2) まぐろ養殖漁場から300メートル以内では、まき餌釣遊漁案内行為をしてはならない。
- (3) まぐろ養殖漁場付近でサーチライトを使用してはならない。ただし、人命救助等緊急を要する場合を除く。この場合、速やかに関係漁業協同組合へ連絡を行うこと。

### 7 承認の取消し

委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反する行為があったときは、承認を取り消すことができる。

### 8 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認等に係る事項については、委員会が別に定める。

### 9 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年2月28日までとする。

## 別記 1

### まき餌釣遊漁案内行為承認事務取扱要領

令和 4 年対馬海区漁業調整委員会指示第 4 号に基づく、あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等の漁場での釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌釣遊漁案内行為」という。）の承認に関する事務の取扱等を以下のとおり定める。

#### 第 1 事務処理の専決及び結果報告

本事務取扱要領に基づく承認等の事務処理は、対馬海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長の専決事項として処理し、会長は直近の委員会に結果を報告するものとする。

#### 第 2 承認の申請

まき餌釣遊漁案内行為の承認の申請をしようとする者は、まき餌釣遊漁案内行為承認申請書（様式第 1 号）に誓約書（様式第 2 号）を添えて、対馬海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

なお、対馬海区における共同漁業権の区域におけるまき餌釣遊漁案内行為に関し、対馬海区に共同漁業権を有する全漁業協同組合との対馬地区漁場利用協定を締結した団体の構成員が使用する船舶については、当該団体の長が、様式第 3 号により申請ができる。

#### 第 3 承認をしない者

前項の規定にかかわらず委員会により承認を取り消され、その取消の日から 1 年を経過しない者は承認をしない。

#### 第 4 承認申請の提出期限

(1) 承認を受けようとする者は、原則として令和 5 年 2 月 15 日までに、必要な書類を委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

(2) (1)の提出期限までに、やむを得ない事情により提出ができなかった者は、当該行為の開始前 15 日前までに提出を行うものとする。

#### 第 5 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、まき餌釣遊漁案内行為承認証（以下「承認証」という。）を亡失、又はき損したときは、まき餌釣遊漁案内行為承認証再交付申請書（様式第 4 号）を速やかに事務局に提出しなければならない。

#### 第 6 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取り消されたときは、返納届（様式第 5 号）により速やかに事務局に返納しなければならない。

## 第7 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者が、漁業法第120条第11項の規定に基づく長崎県知事の命令に違反した場合は、当該承認を取り消す。

別記 2

対海委第      号	
まき餌釣遊漁案内行為承認証	
住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
1	まき餌釣遊漁案内行為の期間      年 月 日から      年 月 日まで
2	まき餌釣遊漁案内行為の区域      対馬海区の共同漁業権の区域
3	遊漁船業者登録番号
4	使用する船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号又は船舶検査済票の番号 (3) 総トン数
5	遵守しなければならない事項 (1) 船釣りの場合、船舶に持ち込むあみ等のまき餌の総量は、一日あたり 30 キログラムを超えて持ち込ませてはならない。 (2) まぐる養殖漁場から 300 メートル以内では、まき餌釣遊漁案内行為をしてはならない。 (3) まぐる養殖漁場付近でサーチライトを使用してはならない。ただし、人命救助等緊急を要する場合を除く。この場合、速やかに関係漁業協同組合へ連絡を行うこと。 (4) まき餌釣遊漁案内行為を行うときは、承認証を承認船舶に備え付けておかなければならない。
上記のとおり承認する。	
年      月      日	
対馬海区漁業調整委員会 会 長	

様式第 1 号

まき餌釣遊漁案内行為承認申請書

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記により、まき餌釣遊漁案内行為に係る対馬海区漁業調整委員会の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 まき餌釣遊漁案内行為の期間
- 2 遊漁船業者登録番号
- 3 使用する船舶
  - (1) 船名
  - (2) 漁船登録番号又は船舶検査済票の番号
  - (3) 総トン数
- 4 添付書類
  - ・誓約書（様式第 2 号）

備考：用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 2 号

誓 約 書

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

対馬海区における共同漁業権の区域において、あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等の漁場での釣りに係る遊漁案内行為を行うにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 船釣りの場合、船舶に持ち込むあみ等のまき餌の総量は、一日あたり 30 キログラムを超えて持ち込ませません。
- 2 まぐろ養殖漁場から 300 メートル以内では、まき餌釣遊漁案内行為をしません。
- 3 まぐろ養殖漁場付近で、人命救助等緊急を要する場合を除き、サーチライトを使用しません。なお、緊急で使用する場合は、速やかに関係漁業協同組合へ連絡を行います。
- 4 当該遊漁船を利用する遊漁者に対して、次の(1)～(3)に記載する対馬海区漁業調整委員会指示事項を必ず周知します。
  - (1) 遊漁者が使用できるまき餌の量は、1人1日、8キログラム以内とする。
  - (2) 遊漁者があみ等のまき餌釣りによって釣獲できる重量は、1回の釣行における実釣日数にかかわらず1人1釣行、10キログラム以内とする。
  - (3) 遊漁者は、12月1日から3月31日までの期間、午後9時から翌日の午前6時までにはあみ等のまき餌を使用する釣りを行ってはならない。
- 5 共同漁業権を有する地元漁業協同組合とのトラブル防止に努めます。

備考：用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

様式第3号

まき餌釣遊漁案内行為承認申請書

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 団体名（名称及び代表者の氏名）

印

下記の会員について、まき餌釣遊漁案内行為に係る対馬海区漁業調整委員会の承認を受けたいので、申請します。

記

まき餌釣遊漁案内行為の期間	遊漁船業者登録番号	住所	氏名	船名	漁船登録番号又は船舶検査済票の番号	総トン数

備考：氏名を記入する場合、法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考：用紙は、日本工業規格A4とする。



様式第 4 号

まき餌釣遊漁案内行為承認証再交付申請書	
	年 月 日
対馬海区漁業調整委員会会長 様	
申請者	住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印
下記により、まき餌釣遊漁案内行為承認証の再交付を受けたいので、申請します。	
記	
1	承認番号
2	承認年月日 年 月 日
3	亡失（き損）の理由
備考：用紙は、日本工業規格 A 4 とする。	

様式第 5 号

返 納 届	
	年 月 日
対馬海区漁業調整委員会会長 様	
申請者	住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印
下記により、まき餌釣遊漁案内行為承認証を返納します。	
記	
1	承認番号
2	承認年月日 年 月 日
3	返納の理由
備考：用紙は、日本工業規格 A4 とする。	